

次のとおり、令和8年度ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業業務委託に関する企画提案競技を実施するので公示する。

令和8年3月4日

大分県知事 佐藤 樹一郎

募集要項

1 趣旨

当該業務は、大分県で推進しているネットワーク・コミュニティの構築において、指針等を策定する自治体及び新たな組織の設立や運営改善を検討する地域・組織に対して専門スキルを有する中間支援組織を派遣して、伴走支援を行うことを目的とするものである。

この事業の委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

なお、募集要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、募集要項が優先する。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

令和8年度ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業仕様書」
のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

(4) 委託料の上限額

11,750,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(5) 留意事項

令和8年第1回大分県議会定例会において、本業務に係る予算が可決・成立しない場合は、当該事業の執行は行わない。また、上記に伴い、当該企画提案協議参加者又は受託候補者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しない。

3 企画書作成上の条件

企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4 募集及び企画提案競技スケジュール

公募開始	令和8年3月4日(水)
質問票の受付期限	令和8年3月10日(火) 15時必着
参加申込の受付期限	令和8年3月12日(木) 15時必着
提案書の提出期限	令和8年3月17日(火) 15時必着
審査委員会の開催	令和8年3月26日(木) 14時予定
審査結果の通知	令和8年3月27日(金) 予定

5 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

(1) 単独で参加する者

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - (ア) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
 - (イ) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (ウ) 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - (エ) 大分県庁で行う審査委員会に参加できること。
 - (オ) 県との情報共有に必要な通信施設設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。(インターネット接続環境があることを前提とする。)
- ④ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、

原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(キ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用して
いる者

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

⑥ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（本要項 8（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）

(2) 共同企業体で参加する者

① いずれかの構成員を代表者とする事。

② 共同企業体を代表する事業者が応募を行う事。

③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、前記（1）の①から⑤の要件を満たす者である事。

④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、前記（1）の⑥の要件を満たす者である事。

⑤ 応募事業者は他の応募事業者の協力企業でない事。また、協力企業は、複数の応募事業者の協力企業とならない事。

6 提案方法

(1) 企画提案競技への参加を希望する者は、次の①から⑥の書類を令和 8 年 3 月 12 日（木） 15 時 00 分までにメールで提出すること（提出後の到着確認を電話で必ず行うこと。）。

① 企画提案競技参加申込書（別紙様式 1） PDF ファイル

② 誓約書（別紙様式 2） PDF ファイル

③ 会社（団体）概要（別紙様式 3） PDF ファイル

※共同企業体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること

④ 定款（写し）

※共同企業体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること

⑤ 競争入札参加資格審査結果通知書（写し）

(2) 企画提案書は、下表により作成し、提出期限までにメールで提出すること。

①表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A 4版)
②企画提案	<p>仕様書に沿って事業の趣旨を踏まえ、下記項目番号を記載し、順序に沿って具体的に提案すること。</p> <p>1 法人（団体）概要、本事業へ提案した動機</p> <p>2 提案内容</p> <p>(1) 市町村の方針策定等の支援 市町村が地域コミュニティ組織の推進方針の策定等を進める際、どのような視点や手法で支援すべきか説明・提案すること。</p> <p>(2) 集落における組織設立等支援 集落における地域コミュニティ組織の設立の際に、どのような視点や手法で支援すべきか説明・提案すること。</p> <p>(3) 中間支援組織の育成 中間支援組織の育成にあたり、どのような視点及び手法が効果的であるか説明・提案すること。</p> <p>(4) 大分県地域コミュニティ組織広域協議会の開催 取り上げるべき優良事例の選定基準等について、説明・提案すること。</p>	様式自由 (A 4版)
③スケジュール	業務執行スケジュールを具体的に提案すること。	様式自由 (A 4版)
④過去実績等	過去の類似業務の実績を証明すること。 なお、共同企業体の場合は事業者ごとに記載すること。	様式自由 (A 4版)
⑤業務実施体制	<p>事業の実施体制を記載した体系図（責任者・人員配置等）を記載すること。なお、共同企業体の場合は、これに加え、構成企業の関係図も記載すること。</p> <p>また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。</p>	様式自由 (A 4版)
⑥協力企業等の 一覧 ※単独で参加する者は 作成不用	共同企業体で参加する場合は、構成事業者の住所、名称及び業務分担を一覧表にして提出すること。	様式自由 (A 4版)
⑦見積書	事業を実施するために必要な項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A 4版)

(3) 提出期限及び提出先

①提出期限：令和8年3月17日（火）15時00分（必着）

②提出先：大分県企画振興部 おおいた創生推進課

a10113@pref.oita.lg.jp

(4) その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式4）を提出すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問票（別紙様式5）を令和8年3月10日（火）15時00分までに本要項10の間合せ先までメールにて提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、受付後2日（土曜日、日曜日を除く）を目途に、応募者全てに対してメールで行う。

8 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、以下に定める審査委員会に諮り、委託候補者を選定する。なお、応募者が多数の場合は、「9 その他」に定めるとおり予備審査を行う場合がある。

日時：令和8年3月26日（木）14時から開始予定

場所：大分県庁舎本館3階31会議室

内容：プレゼンテーション15分 質疑10分程度

※PC（事前提出した企画提案書の電子データを保存したもの）、PCモニターは県にて用意する。

※審査委員会の詳細は、提案者に対して個別に連絡を行う。

(2) 審査は別添「評価項目及び配点」に基づき行う。

(3) 企画提案書の提出のあった者全てに対して、審査結果についてすみやかにメールで通知する。

(4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契

約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、選定業務以外に使用しない。企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (3) 県と受託者の協議により、提案された企画の内容の一部が変更されることがある。
- (4) 提案者が5社を超える場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果を令和8年3月16日(月)17時00分までにすべての提案者にメールにて通知する。

10 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問合せ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部 おおいた創生推進課 地域活力創生班

TEL 097-506-2148 / E-mail a10113@pref.oita.lg.jp

別添

評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
目的	事業の目的及び内容を的確に把握・理解しているか。	10
体制	業務の遂行に必要な組織力、人員、技術を有し、事業を企画・運営する体制は整っているか。	10
内容	市町村や地域のニーズを的確に把握し、県の方針に沿う提案内容になっているか。	25
知見	市町村や地域の支援及び中間支援組織の育成を行うために必要となる先進事例等の知識やファシリテーション技術を有しているか。	25
実績	市町村や地域の支援及び中間支援組織の育成を遂行できる業務実績を有しているか。	20
経費	業務の実施に必要な経費が適切に計上され、積算に妥当性があるか。	10
計		100